

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和3年9月17日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100180号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100029号

## 第1 結論

昭和60年5月から昭和62年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年5月から昭和62年7月まで

私は、昭和60年5月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。請求期間の国民年金保険料は、主に母が私と両親の3人分を毎月、B郵便局で納付していたと思う。当時、両親とは同居しており、一緒に仕事もしていた。母が納付していたはずなのに、私の分だけ未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和60年5月頃に、A市役所において国民年金の加入手続を行い、主に請求者の母が請求者及び請求者の両親の3人分の国民年金保険料を、毎月、B郵便局の窓口で納付していたと主張しているところ、請求者の両親の請求期間における国民年金保険料は納付済であることが確認できる。

しかしながら、請求者のオンライン記録によると、国民年金の資格取得年月日である昭和60年5月19日の入力処理が昭和61年9月24日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年9月頃に行われ、当該取得処理により請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されていることが推認でき、請求者の主張と相違する。

また、請求者の国民年金番号が払い出された昭和61年9月時点では、請求期間のうち、昭和60年5月から昭和61年3月までの期間は、遡及して国民年金保険料の納付が可能であるところ、請求者に国民年金保険料を遡って納付していた記憶はなく、請求期間について、主に請求者の母が、B郵便局の窓口で毎月、3人分を納付していたとする以外に、国民年金の加入手続、保険料の納付書及び領収書の具体的な記憶が明確でない上、請求期間の保険料を納付していたとする請求者の母及び納付の状況を知り得る可能性の高い請求者の父は、既に亡くなっているため、当時の事情を聴取することができない。

さらに、A市から発行された納付書では、請求期間当時、国民年金保険料を郵便局の窓口で納付することはできなかったことから、請求者の主張は、当時の同市における国民年金保険料の収納に関する取扱いとは一致しない。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100230 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2100030 号

### 第 1 結論

昭和 53 年 \* 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第 2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 \* 月から昭和 55 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 \* 月頃に母と一緒に A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私の大学生期間に係る国民年金保険料を母が支払をしている。また、私の姉の大学生期間に係る国民年金保険料についても母が支払っていた。請求期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 53 年 \* 月頃に母親と一緒に A 市役所で国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、国民年金の加入手続は、住所地の市区町村役場で行う取扱いとされているところ、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者の住所地は、請求期間を含む昭和 51 年 4 月から昭和 55 年 4 月までの期間について B 市 C 区と記載されていることから、制度上、請求者に係る国民年金の加入手続を A 市役所で行うことはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、国民年金手帳の記号番号の払出を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間直後の昭和 55 年 4 月 1 日に取得した厚生年金保険被保険者資格に係る厚生年金保険被保険者記号番号に基づいて、平成 9 年 1 月 1 日に基礎年金番号が付番されているところ、当該基礎年金番号において請求期間に係る国民年金の加入記録を確認することができないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であることが認められる。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は高齢なので、当時のことは覚えていないと思うし、直接話をするのは難しい旨陳述していることから、母親から聴取を行うことができず、請求期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。